

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 6 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて

標記については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）において、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としているところですが、今般、現場での研修実施状況等も踏まえ、本取扱いについては当面の間継続することといたしますので、研修実施機関等への周知について、ご協力をお願いいたします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係

TEL : 03-5253-1111（内線 3936） FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp